

障がい児・者権利擁護条例検討プロジェクト〈報告書〉

～条例成立までの取り組み・アンケート回答集～

民主党・道民連合議員会

条例成立のご報告と御礼

民主党・道民連合議員会「障がい児・者の権利擁護条例」

検討プロジェクトチーム会長 林 大記

日頃からのあたたかいご支援、ご協力に心から感謝を申し上げます。

さて、昨年「障がい者の権利擁護条例(仮称)」策定に向けましたアンケート調査などへのご協力、そして貴重なご提言やご意見をいただき、条例策定への大きなお力をいただきましたことに、衷心より厚く御礼申し上げます。

これまで私ども民主党・道民連合は、自民党・道民会議との協議を積み重ね、最終的な調整を行い、共産党を除く各党派共同提案という環境が整い、3月2日に道議会保健福祉委員会委員協議会において、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例(案)」として提案者の主旨説明と質疑が行われました。

そしてその後の定例道議会本会議で正式提案がなされ、3月27日の保健福祉委員会での採決で全会一致、同日深夜の本会議で可決・成立となりました。

条例は必ずしも十分ではありませんが、協議の結果、権利擁護、差別の解消や虐待の禁止、合理的配慮などの文言を取り入れるなどの成果があり、おかげさまで全国に発信できる内容になったものと思います。

この間における関係各位のご協力にあらためて感謝申し上げます。

条例成立後は、規則の策定、具体的な施策の展開などを通じて、皆様から寄せられました「障がい者の権利侵害等」の問題解決に不断に取り組むとともに、道に対しては実態の把握、行動計画等の目標設定を求めてまいります。

また、国に対しては、「障害者自立支援法」の改正、「障がい者差別禁止法」「障がい者虐待防止法」制定など、障がい者の権利擁護に資する法の整備を求めてまいりますので、変わらぬご指導をよろしくお願いいたします。

皆様のご健勝とご多幸をお祈りし、ご報告と御礼に代えさせていただきます。

民主党「障がい者権利擁護条例(案)」

策定に向けた基本的な考え方

【起案】北海道議会 民主党・道民連合議員会

「障がい児・者権利擁護条例（仮称）検討PT」

【引用／参考】

- ・障害者政策研究全国実行委員会内作業チーム「障害者差別禁止法案」
- ・札幌市「子どもの最善の利益を実現するための権利条例」
- ・DPI日本会議「障害者市民案」
- ・民主党障がい者政策作業チーム「障がい者制度改革推進法案骨子」

一. はじめに

北海道議会・民主党道民連合議員会では、すべての障がい者（障がいを有する者及び障がいを有する児童を言う）が社会において生き生きと暮らし、自立と社会参加をしていくために欠かすことのできない「障がい者の権利擁護」を定める「（仮称）障がい者権利擁護条例」の策定に向けての検討を進めています。

このたび、策定に向けた基本的な考え方と、条例に盛り込む「権利擁護に関する調整機関の設置と問題事例に係る是正措置の整備」の項目案をまとめましたので、このことに対する皆様のご意見を募集し、お寄せいただいたご意見等を考慮してさらに検討を深め、他の会派と連携して北海道議会に条例案を提出する予定です。

二. 策定に向けた背景とこれまでの経緯

平成18年（2006年）12月、国連において「障害者権利条約」が採択され、日本も署名しましたが、条約の批准や国内法の整備が行われていない状況にあっては、障がい者にとって暮らしやすい社会には、まだまだ不十分な環境となっています。

障がい者にとって暮らしやすい社会づくりを推進するためには、障がい者の権利擁護は欠くことのできない要素であり、いわゆる「三丁目食堂事件」の例を挙げるまでもなく、虐待、差別の防止をはじめとした、権利擁護のための制度・システムづくりは今や、喫緊の課題となっています。

こうした観点から、北海道議会民主党・道民連合議員会は、平成20年（2008年）6月12日に「障がい児・者の権利擁護条例」検討プロジェクトを設置し、障がいを理由とした差別や権利侵害などの事例を収集するために、障がい当事者へのアンケートや関係団体から意見聴取をするなど、障がい当事者参加による取り組みを実施してきました。

これらの結果を踏まえ障がい者の権利を守るため、国に障がい者差別禁止法の制定を働きかけるとともに、道民や障がい当事者が参画し、障がい者の権利擁護を推進するための北海道独自の「障がい者権利擁護条例」の制定に向け、他会派との協議を行ってきました。

三. 条例の目的とめざす姿

1. 目的

- (1) 障がいを理由とする差別や虐待の根絶をはかります。

- (2) 被害を受けた人を適正に、迅速に救済します。
- (3) すべての人の意思が尊重される社会をつくります。

2. めざす姿

障がいのあるなしにかかわらず、すべての人が生き生きと暮らすことのできるユニバーサル社会の実現をめざします。

四. 条例の骨格

1. 共生の地域づくり

障がいのあるなしにかかわらず、共に支え合う「やさしい地域」づくりを推進します。

2. 対話のプロセスの保障

対立でなく融和を旨とし、権利侵害を強調するのではなく、障がいのある人もない人も、ともに暮らしやすい地域づくりを、対話を通じて実現するプロセスを制度化します。(北海道版ADR＝裁判外紛争解決手続の実現)

3. 権利擁護のシステム化

権利侵害や差別を未然に防止するため、より身近な地域において相談支援システムを整備します。また、重大な権利侵害や差別事案については、当事者に対し、是正措置をはかることのできるシステムを導入します。

4. 道の責務の明確化

- ① 道は、障がい者の権利を擁護する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- ② 道は、障がい者の権利擁護が広く保障されるよう、他の公共団体等に対し協力を要請し、働きかけを行う。
- ③ 道は、家庭、施設、地域等において、全ての道民がお互いの権利を正しく理解し、お互いに尊重し合うことができるよう必要な支援に努める。

五. 障がい及び障がい者の定義

1. 障がいとは、

傷害や病気を原因とする個人の特性にかかわらず、その個人に対して、ある程度以上の能力や機能を要求する社会的環境との関係で生じる障壁をいう。

・・・引用／障害者政策研究全国実行委員会

2. 障がい者とは、

- (1) 長期的または一時的、あるいは将来に予想される障がいにより、生活上の困難さを持つ、あるいは持ちうる状況にある人をいう。また、環境整備なしには、障害をもたない人に比べて不利益を被るか、被りうる状況にある人をいう。

・・・引用／障害者政策研究全国実行委員会

- (2) 前記(1)の障がいの過去の記録あるいは、そのような障がいを持つとみなされる人のことをいう。

・・・引用／障害者政策研究全国実行委員会

六. 差別の定義

・・・引用／障害者政策研究全国実行委員会
人として誕生してから、その生涯を終えるまでの間において、政治的、経済的、社

会的、文化的またはその他の全ての生活分野において、身体的・精神的な特徴と理由により、他の人々と平等な立場で社会生活に参加する機会が奪われ、または制限され、その自由が束縛されている状態にあることをいう。

ここでいう自由が束縛されている状態とは、虐待、放置、経済的搾取によって、障がい者の生命、身体、財産または精神に対して危害が加えられる恐れのある状態をいう。

七. 条例において制度化すべき事項

1. 権利擁護に関する調整機関の設置について

- (1) 障がい者の権利に対する不当な差別が原因となり、その権利に支障を及ぼす事例が起きた場合、当事者や支援者からの申し出を受け、関係当事者から事実関係を聴取の上、違法または不当な事実の確認及び改善方針の調整を行う中立的な機関を設置します。
- (2) なお、この機関においては、問題事例を審議するのみではなく、障がい者にやさしい地域づくりを推進する観点から、関係者がどのような取り組みを講じるべきかといった、積極的な審議を行う機能を持たせます。
- (3) 機関には、障がい者の権利擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力・連携を図る責務を負うこととします。

2. 問題事例に係る是正措置の整備について

(1) 立入調査権限について

障がい者に対する不当な差別が原因となり、その権利に支障を及ぼす事例に関する情報を把握した場合または上記1の調整の過程で、調査の必要が生じた場合等において、道（その受託者を含む。）が関係者に対して調査をすることができる権限を有することとします。

(2) 改善命令について

障がい者に対する不当な差別が原因となり、その権利に支障を及ぼす事例について、重大な支障を回避するために必要がある場合、道が関係者に対して改善を求めることができる権限を有することとします。

(3) 勧告・名称の公表について

道は、障がい者に対する不当な差別が原因となり、その権利に支障を及ぼす事例について、改善命令を出したにもかかわらず改善がみられない場合、当該関係者の名称を公表することとします。

(4) 公的かつ無償の財産管理制度の創設について

財産管理を適切に実施するため、財産管理に関する能力に支障のある障がい者に対する公的かつ無償の財産管理制度（後見制度）を設けます。

八. 障がい者が「当たり前」に社会の中で暮らすことができるための基本事項

1. 地域生活について

- ① 地域生活においては、その種別、程度にかかわらず、障がいを持たない他の人と同等に、いかなる差別を受けることなく、地域で一市民として生活ができることを基本とする。

- ② また、自立した生活の享有にあたっては、あらゆる生活形態が選択できる機会が保障されるものとする。
- ③ なお、本人の意に反した施設生活の強制や、地域において自立した生活を営み、様々な社会的活動に参加できる機会を奪うことを行ってはならないものとする。

2. 移動について

- ① 移動においては、その種別、程度にかかわらず、障がいを持たない他の人と同等に、いかなる差別も受けることなく、自由に移動することができることを基本とする。
- ② そのためには、公共交通機関の利用の機会が保障されるとともに、利便性を高めるための利用環境の整備と、安全でゆとりのある移動空間が確保されるものとする。
- ③ 道路及び歩道、公共交通機関、公共施設等においては、円滑な移動と利用を制限してはならず、障がい者に対して、障がいを持たない人と異なる扱いを行ってはならないものとする。

3. 情報の利用・伝達について

- ① 情報の利用・伝達においては、自らが選択する方法により、あらゆる種類の情報を利用し、享受し、また表現することができ、その利用及び享受に際しては、必要に応じて、情報の提供形態を変換することを妨げられないことを基本とする。
- ② なお、情報に係る役務の提供等を行う事業者は、その責任と能力に応じて、円滑な情報の入手、利用等のための便宜を図ることに努力する。
- ③ 災害情報の伝達は、的確に行わなければならないこととする。

4. 円滑に利用できる製品、施設等の普及等について

- ① 円滑な製品利用と施設等への普及においては、その種別、程度にかかわらず、あらゆる商品・施設・便益・販売・接客等のサービスや取り扱い説明書等の利用において、障がいを理由とするいかなる差別も受けることなく、障がいを持たない人と同等に利用できることを基本とする。
- ② なお、利用に関して地方公共団体は、サービス提供事業者が障がい者のニーズに応じた適切な配慮を行うよう、サービス提供事業者に対する指導・監督を行わなければならないこととする。
- ③ 地方公共団体及び事業者は、ユニバーサルデザインによる製品、役務等で、障がい者が円滑に利用できるものの研究開発の推進と、その成果の普及、また、円滑に利用できるような施設（私有・公有）の構造及び設備の整備等の支援及び、円滑に利用できる構造と整備を備えた住宅の建築、当該構造及び設備を備えた住宅への改築等の普及に努力する。

5. 不動産や建物の取得等について

- ① 不動産や住宅の取得や賃貸においては、その種別、程度にかかわらず、不動産や建物の取得・利用・居住において、障がいを持たない人と同等の機会が保障され、障がいを理由とした、不動産の取得、居住、利用に関しての拒否や制限を行ってはならないことを基本とする。
- ② また、建物の売買や賃借、改修等の契約に際し、障がい者が第三者の同席、助言を求めた場合、これに応じなければならないこととする。

- ③ 公営住宅等への入居について、障がいの程度や介護（援助、支援）の必要性などからの理由によって、不利益な扱いを行ってはならないこととする。

6. 教育について

- ① 教育においては、生涯のどの段階においても同世代の障がいを持たない人と統合された教育を受けることができ、また、個々人に応じた個別的支援教育を受けることもできることを基本とする。
- ② また、個別的支援教育の策定にあたっては代理人を立てることができ、その策定過程に参加して意見を述べ、また、策定された個別支援の内容に関して説明を受け、意見や異議を述べるができることとする。
- ③ 義務教育制度において、障がい者が障がい者以外の者と共に教育を受ける機会を確保することを基本とし、障がい者またはその保護者が希望するときは、特別支援教育を受けることができることとする。
- ④ 教育関連機関は、義務教育について、障がい者の意思疎通の仲介に関する援助を提供する体制の充実、障がい者に係る教育に関する専門知識を有する教員の充実等の人的体制の整備、障がい者が円滑に利用できる学校施設の整備、障がい者が利用するための教材の普及の推進等の物的条件の整備、その他の障がい者が教育を受けるための環境整備に配慮しなければならないこととする。
- ⑤ 教育関連機関は、高等教育その他の義務教育以外の教育について、障がい者が障がい者以外の者と平等に当該教育を受ける機会を確保するよう、上記に相当する施策に配慮しなければならないこととする。

7. 雇用・就労について

- ① 雇用・就労においては、いかなる差別的な処遇を受けることなく、社会のあらゆる分野において働くことができ、あわせて、職場環境や人的援助・支援など、職業に就き、就労を維持するために必要な支援を受けることができることを基本とする。
- ② 障がいを理由に、採用の拒否、解雇及び、賃金、昇進等の労働条件や労働環境において、不利益や不当な扱いを行ってはならないこととする。
- ③ 地方公共団体及び民間事業者は、法定雇用率の確保はもとより、なお一層の雇用に努力する。
- ④ 自営等、雇用以外の就業について、その選択が可能となるよう施策を講じることとする。
- ⑤ 公契約の落札者を決定するにあたっては、その入札者が障害者雇用率を達成していること、障がい者施設の製品を相当程度購入していること等を総合的に評価する方式の導入について検討することとする。
- ⑥ 地方公共団体等は優先的に調達することなどにより、障がい者が就労する施設の受注の機会の増大を図ることとする。
- ⑦ 障がい者の配偶者、障がいのある子どもの保護者の就労にあたっては、安心して介護等ができるよう、事業者は配慮に努めなければならないこととする。

8. 医療、リハビリテーションについて

- ① 医療、リハビリテーションにおいては、心身の体調を自らの意思で良好に保ち、自らの望む日常生活と社会参加を果たすために、自らが求めるまたは障がいを持たない

人にも提供される同一の範囲、質、水準の医療及びリハビリテーションを受けられることを基本とする。

- ② 自立した日常生活または社会生活を営むために、必要な医療を受けたときに要する費用に係る自己負担の額を、障がい者の負担能力に応じたものにより、障がい者の経済的負担を軽減することとする。
- ③ 障がい者の存在を否定したり、その個人としての尊厳を傷つけるような不当な医療行為を行うこと及び、医療の名の下に強制的に隔離的な環境に閉じ込めることを行っ
てはならないこととする。
- ④ 自らが望まない医療等の提供を拒否することができ、またインフォームドコンセント（「正しい情報を得た（伝えられた）上での合意」）を意味する概念を受けることができることとする。

9. 性・生殖について

- ① 性・生殖においては、障がいの種別、程度にかかわらず、性を有する個人として尊重され、障がいを理由に、恋愛・婚姻・子育てが制限されることがあってはならないことを基本とする。

10. 地方公共団体、事業者について

- ① 地方公共団体及び事業者は、障がい者へのあらゆる差別を撤廃し、市民への理解を促す包括的方策を、適切な手段により速やかに実行しなければならないこととする。
- ② 障がい者は、平等にあらゆる行政の手続きやサービスを利用することができることに、地方公共団体は提供する情報を、あらゆるコミュニケーション手段を用いて提供しなければならない。

11. 政治について

- ① 様々な政治参加においては、障がいを持たない人と同等の権利を有することを基本とする。
- ② 様々な政治参加とは、国政または地方自治に関する選挙（被選挙権含む）、裁判官の審査、憲法改正の国民投票、住民投票、住民監査請求、請願、公の議会における傍聴の他、公職に就くことなどである。

12. 司法について

- ① 司法においては、裁判所において裁判を求め、また裁判を受け、裁判外紛争解決手続を利用、または司法関係手続に参加（裁判員制度）もしくは傍聴することができることとする。
- ② 裁判の内容を理解することを容易にするために、適切なコミュニケーション手段を使用することができることとする。

13. 道民・保護者について

- ① 道民は、障がい者が尊厳をもって生活し、社会に参加することができるため、あらゆる差別を排し、地域において障がい者を、支えていくよう努めることとする。
- ② 保護者は、子どもの養育や発達に関する第一義的な責任者であり、子どもの権利の保障に努めなければならない、いかなる理由をもってしても、子どもに対する虐待や差

別を行ってはならない。

- ③ 障がいを持つことを理由に、子どもに対する親としての権利が制限されたり、剥奪されることがあってはならない。

14. プライバシー

- ① 個人として情報や私生活におけるプライバシーは、侵害されてはならない。

会議案第1号

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例案

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第8条）
- 第2章 障がい者を支える基本的施策等（第9条―第18条）
- 第3章 障がい者の権利の擁護（第19条―第21条）
- 第4章 障がい者が暮らしやすい地域づくり
 - 第1節 地域づくりに関する基本指針の策定（第22条―第26条）
 - 第2節 道の支援（第27条）
- 第5章 障がい者に対する就労の支援（第28条―第32条）
- 第6章 北海道障がい者就労支援推進委員会（第33条―第40条）
- 第7章 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（第41条―第48条）
- 第8章 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部
(第49条―第51条)
- 第9章 雑則（第52条・第53条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障がい者及び障がい児の権利を擁護するとともに、障がいがあることによって障がい者及び障がい児がいかなる差別、虐待も受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進するため、障がい者及び障がいの視点に立って、道の施策の基本となる事項、道が実施すべき事項及び道と市町村との連携により実現すべき事項などを定めること等により、地域における障がい者及び障がい児の権利を擁護し、及び生活の支援に向けた環境を整備し、もって北海道の障がい者及び障がい児の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「障がい」とは、心身の状態が疾病、傷害その他の事情に伴い、その時々、社会的環境において求められる能力又は機能に達しないことにより、日常生活又は社会生活において継続的に相当な制限を受ける状態をいう。

2 この条例において「障がい者」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する身体障害、知的障害又は精神障害がある者（高次脳機能障害及び発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含む。）をいう。

3 この条例において「障がい児」とは、障がい者のうち、18歳未満のものをいう。

4 この条例において「暮らしやすい地域づくり」とは、障がい者が必要とする配慮と支援の提供及び共に生活する地域住民の理解や協力の下で、障がい者の希望や意欲に基づいた地域における社会生活が保障される地域づくりをいう。

（基本理念）

第3条 障がい者の権利を実現し、及び社会参加を確保するための社会生活に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

(1) 行政機関、学校、地域社会、道民、事業者その他の関係団体が、相互に連携して社会全体で取り組むこと。

(2) 障がい者への差別を防止し、障がい者の暮らしづらさを解消し、及び障がい者の権利を最大限に尊重すること。

(3) 保健、医療、福祉、労働、経済、教育その他障がい者に関するあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。

(4) 道内における地域間の格差の是正を図ること。

（道の責務）

第4条 道は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、暮らしやすい地域づくりを推進する施策を総合的、かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

（道と市町村の連携）

第5条 道は、障がい者施策における市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村がその地域の特性に応じ、この条例の趣旨に合致した施策を実施することができるよう、市町村との緊密な連携を図るとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（道民等の役割）

第6条 道民、事業者及び関係団体（以下「道民等」という。）は、基本理念に基づき、障がい及び障がい者に対する理解を深めるとともに、暮らしやすい地域づくりを推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(情報の提供)

第7条 道及び障がい者に係る情報を有するものは、情報の保護に留意するとともに、相互に連携し、その責任と能力に応じて暮らしやすい地域づくりを推進するために、障がい者が必要とする情報の提供に努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 道は、障がい者の社会生活に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 障がい者を支える基本的施策等

(関係法令等との調和)

第9条 障がい者の社会生活に関する施策の推進に当たっては、障害者基本法、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）その他の関係法令との調和を図りながら、効果的な施策の展開を図らなければならない。

(道民等の理解の促進)

第10条 道は、道民等が障がい及び障がい者に対する理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(企業等の取組の支援)

第11条 道は、地域における障がい者の自立した生活の確保に向けた企業その他の事業者による自主的な取組を支援するよう努めなければならない。

(医療とリハビリテーションの確保)

第12条 道は、地域で生活する障がい者に必要な医療とリハビリテーションを確保するよう努めなければならない。

(移動手段の確保)

第13条 道は、地域で生活する障がい者の障がいの別及び程度にかかわらず、いかなる差別も受けることなく必要な移動の手段が確保されるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解を得ることができるよう努めなければならない。

(切れ目のない支援)

第14条 道は、障がい者の乳幼児期、学齢期等生涯を通じて一貫した切れ目のない支援を確保できるよう努めなければならない。

(保健・福祉及び教育との連携)

第15条 道は、保健・福祉と教育の連携を推進するに当たっては、次の点に配慮しなければならない。

- (1) 障がい児の希望などに応じた教育及び保育が受けられるようにすること。
- (2) 障がい児を受け入れる教育機関において、関係機関との連携等を通じて、必要な介助、医療的ケア及び自立活動の指導の充実が図られるようにすること。
- (3) 前号の教育機関の取り組みの推進を図るため、道及び関係機関は専門知識を有する人材の育成及び確保に努めること。
- (4) 障がい児に対する支援が、学校及び放課後を問わず、地域全体の連携及び協力の下で行われること。
- (5) 学校教育及び社会教育など生涯学習の場において、障がい者に関する理解の促進が図られるようにすること。

(高齢者施策等との連携)

第16条 道は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、地域の特性に応じ、共生型事業（障がい者、高齢者、子どもなど地域福祉に係る施策について、これらを一体的に実施する事業をいう。以下この条において同じ。）の普及に努めるとともに、市町村が共生型事業を実施するに当たっては、必要な支援に努めなければならない。

(障がい者の家族に対する配慮)

第17条 道は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、障がい者の家族に対して必要な配慮をしなければならない。

(地域間格差の是正等)

第18条 道は、この条例に基づく障がい者の社会生活に関する施策の実施に当たっては、障がい者が希望する地域において暮らすことができるよう、サービス基盤の地域間格差の是正と地域間の均衡に配慮しなければならない。

第3章 障がい者の権利の擁護

(障がい者の権利擁護)

第19条 道及び道民等は、地域で暮らす障がい者の権利擁護に配慮しなければならない。

(障がい者への配慮)

第20条 道及び道民等は、学校、公共交通機関、職場その他障がい者が生活するために必要な場において、合理的配慮（障がい者が、障がいのない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために必要な配慮をいう。）に努めるとともに、差別や不利益な扱いをしてはならない。

(虐待の禁止)

第21条 何人も、障がい者に対し、次に掲げる行為（以下「虐待」という）を行ってはならない。

- (1) 障がい者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 障がい者においせつな行為をすること又は障がい者をしておいせつな行為をさせること。
- (3) 障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置及び遺棄等監護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (4) 障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (5) 障がい者の財産を不当に処分することその他当該障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

第4章 障がい者が暮らしやすい地域づくり

第1節 地域づくりに関する基本指針の策定 (基本指針)

第22条 知事は、地域間の福祉サービスの格差及び障がいの有無や程度による社会参加の機会の不均衡の是正を図りながら、障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進するため、市町村が実施することが望ましい事項等の基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第23条 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地域で暮らす障がい者に対する相談支援体制の確保に関すること。
- (2) 地域自立支援協議会（地域で暮らす障がい者の支援に関与する関係者が連携するための協議会をいう。）の設置及び運営に関すること。
- (3) 地域で暮らす障がい者や当該障がい者の支援に関する地域資源の実態の把握に関すること。
- (4) 地域住民と地域における関係者との連携や協力等による障がい者の支援体制（災害時の支援を含む。）の確保に関すること。
- (5) 地域で暮らす障がい者の就労支援に関すること。
- (6) 調整委員会（地域で暮らす障がい者に対する暮らしづらさの解消を図るために、市町村が設置する協議組織をいう。）に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、障がい者が暮らしやすい地域づくりについて必要な事項に関すること

(意見聴取等)

第24条 知事は、基本指針を策定するに当たっては、あらかじめ、障がい者と障がい者の家族及び、関係団体の意見を聴くとともに、道民の意見を反映することができるよう必

要な措置を講じなければならない。

(公表)

第 25 条 知事は、基本指針を策定したときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

(準用)

第 26 条 前 2 条の規定は、基本指針の変更について準用する。

第 2 節 道の支援

第 27 条 道は、基本指針に基づく施策の促進を図るとともに、基本指針に基づく市町村の取組に対して、次に掲げる支援のための措置を講じなければならない。

- (1) 障がい者に対する支援の状況を勘案して規則で定める圏域ごとに市町村の取組に対する助言等を行う支援員を配置すること。
- (2) 基本指針に基づく施策に必要な人材を養成すること。
- (3) その他市町村における必要な体制の整備に対する支援策を講ずること。

第 5 章 障がい者に対する就労の支援

(就労支援に関する施策)

第 28 条 道は、障がい者の希望と適性に応じ、障がい者が雇用契約に基づき就労することが可能となり、及び福祉的就労関係事業所（障害者自立支援法に基づく就労継続支援その他就労関係の事業を実施する事業所をいう。第 31 条第 3 項及び第 32 条において同じ。）における工賃の水準の向上、その他必要な環境が整備されるよう、企業、関係行政機関その他関係者との連携及び協力により、必要な施策を講じなければならない。

- 2 道及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 1 項に規定する事業主又は使用者は、同条第 2 項で定める障害者雇用率の達成はもとより、一層の障がい者雇用に努めなければならない。
- 3 前項以外の事業主又は使用者は、事業内容などを勘案して、障がい者の雇用促進に努めるものとする。
- 4 道及び事業主又は使用者は、障がいを理由に、採用の拒否、解雇及び賃金、昇進等の労働条件や労働環境において、不利益又は不当な扱いを行わないよう努めなければならない。

(就労支援推進計画の策定)

第 29 条 道は、前条の施策を実施するための計画（以下「就労支援推進計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 就労支援推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第 33 条の北海道障がい者就

労支援推進委員会の意見を聴かなければならない。

(認証制度)

第30条 知事は、障がい者の就労の支援を推進するため、障がい者の就労支援を行う事業者に対する認証を行うものとする。

2 前項の認証のための基準は、規則で定める。

3 知事は、事業者による第1項の認証の取得を促進するため、低利の融資、入札上の優遇その他の措置を講ずるものとする。

4 知事は、第1項の認証を取得した事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該認証を取り消すことができる。

(1) 認証の内容又は条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により認証を受けたとき。

(指定法人)

第31条 知事は、第3項に規定する障がい者の就労を支援する施策を推進する業務を実施させるため、道内の法人（非営利の法人に限る。）であって、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により指定することができる。

(1) 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、その計画を確実に遂行するに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有すると認められること。

(2) 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、障がい者の就労の支援を推進するに資すると認められること。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を公示しなければならない。

3 指定法人は、道の監督の下、次に掲げる業務を行う。

(1) 障がい者の就労支援を推進する観点から、福祉的就労関係事業所の販路の確保に関すること。

(2) 障がい者の就労支援を推進する観点からの市場調査、商品開発及びサービスの質の向上に関すること

(3) 前条に規定する認証制度に関する業務のうち規則で定める事項。

(4) その他障がい者の就労支援に関し必要な事項であって規則で定める事項。

4 指定法人は、毎事業年度、規則の定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 道は、障がい者の就労の支援に関する業務の一部について、指定法人に行わせることができる。

6 指定法人は、規則の定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書を作成し、

及び知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 7 知事は、この条の規定を施行するため必要な限度において、指定法人に対して、第3項の業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。
- 8 知事は、有識者で構成する評価委員会を設置し、指定法人の事業評価を行わせなければならない。
- 9 知事は、指定法人が第1項に定める要件を欠き、又は第7項に定める命令に違反した場合は、指定を取り消すことができる。
- 10 前各号に定めるもののほか、指定法人に関し必要な事項は、規則で定める。

(調達等への配慮)

第32条 道は、障がい者の就労を支援する施策を推進するため、道の物品又は役務の調達等に当たっては、福祉的就労関係事業所及び第30条の認証を取得した事業者に対し配慮するよう努めるものとする。

第6章 北海道障がい者就労支援推進委員会

(設置)

第33条 北海道における障がい者の就労の支援を推進するため、知事の附属機関として、北海道障がい者就労支援推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第34条 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、障がい者の就労を支援する施策の推進に関する重要事項を調査審議すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務に関すること。
- 2 推進委員会は、障がい者の就労の支援の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第35条 推進委員会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第36条 委員は、次に掲げるも者のうちから、知事が任命する。

- (1) 障がい者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 障がい者の保健福祉に関係する団体の役職員
- (4) 事業者（法人にあっては、その役職員）

(5) 関係行政機関の職員

(6) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認めるもの

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第37条 推進委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定める順序により、その職務を代行する。

(会議)

第38条 推進委員会の会議は、会長が招集する。

2 推進委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第39条 推進委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、推進委員会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第40条 この章に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が推進委員会に諮って定める。

第7章 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会

(設置)

第41条 道は、規則で定める圏域ごとに、障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会(以下「地域づくり委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第42条 地域づくり委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 障がい者の地域での暮らしを支えるサービスに関すること。

- (2) 差別や虐待、及び権利擁護に関すること。
- (3) その他地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関すること。

(組織)

第 43 条 地域づくり委員会は、委員 10 人以内で組織する。

(委員)

第 44 条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 当該圏域で生活する障がい者
- (2) 地域住民
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(規則への委任)

第 45 条 第 41 条から前条までに定めるもののほか、地域づくり委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

(地域づくり推進員)

第 46 条 道は、地域づくり委員会を運営するため、第 41 条で規定する圏域ごとに、知事の委嘱により、地域づくり推進員を置く。

2 地域づくり推進員は、地域づくり委員会を招集するとともに、その運営に係る地域づくり委員会を総理する。

3 地域づくり推進員は、地域づくり委員会において協議する事項に応じ、委員のうちから適当なものに対し、協議に参加させるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、地域づくり推進員は、協議する事項に応じ、必要と認める参考人に対し、協議への参画を求めることができる。

5 地域づくり推進員は、第 42 条に掲げる事項について、第 49 条第 1 項に規定する北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部に審議を求めることができる。

(調査)

第 47 条 知事又は地域づくり推進員は、虐待に関する事案及び障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に係る協議に際して必要な事実を確認する場合にあっては、当該協議に必要な事実に関し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(勧告等)

第 48 条 地域づくり推進員は、地域づくり委員会における協議の結果、すべての委員の賛成により、著しい暮らしづらさがあると判断した場合にあっては、当該暮らしづらさの原因となる者に対して、改善のための指導をすることができる。

2 前項の指導（虐待及び障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に限る。）の結果、改善が図られない場合にあっては、地域づくり推進員は、知事に対して、当該暮らしづらさの原因となる者に対して改善を勧告することを求めることができる。

3 前項に規定する求めがあった場合、知事は、改善の勧告を行うことができる。この場合においては、知事は、あらかじめ期日、場所及び事案の内容を示して、当該事案の原因となる者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。

4 前項の勧告を行ったにもかかわらず、改善が図られない場合にあっては、知事は、当該勧告内容を公表することができる。

第 8 章 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

(北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部)

第 49 条 障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、道に北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

2 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 暮らしやすい地域づくりの推進に関する重要事項の企画、調整及び推進に関すること。

(2) 各圏域に設置された地域づくり委員会から審議を求められた事項に関すること。

(3) その他障がい者施策の推進に関し必要な事項に関すること。

3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

4 本部長は知事をもって、副本部長は副知事をもって充てる。

5 本部員は、学識経験者、規則で定める関係行政機関の職員等をもって充てる。

6 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。

7 本部長に事故があるときは、副本部長のうちから、本部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

8 推進本部の会議は、本部長が招集する。

(調査部会)

第 50 条 推進本部に、前条第 2 項第 2 号に規定する事項について審議を行うために、調査部会を置く。

2 調査部会の委員については、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 調査部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長は、委員が互選する。

- 5 部会長は、調査部会を代表し、会務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(規則への委任)

第51条 前2条に定めるもののほか、推進本部及び調査部会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める。

第9章 雑則

(年次報告)

第52条 知事は、毎年度、議会に、この条例に基づき講じた障がい者の地域における社会生活に関する施策の推進状況について報告を議会に提出しなければならない。

(規則への委任)

第53条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、施行の準備等を勘案して、規則で定める日から施行する。ただし、第1章、第2章及び第9章の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 道は、就労支援推進計画を策定するに当たって、この条例の施行前に策定した同趣旨の計画については、その一部とみなすことができる。

(検討)

3 知事は、この条例の施行の日から3年を目途として国内の法制度の動向等を踏まえて必要な措置を講じ、その後は、5年を経過するごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

説 明

障がい者の自立を促すことの重要性にかんがみ、障がい者の権利の擁護及び暮らしやすい地域づくりに関し、道の責務、道と市町村との連携、道民等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、障害者の福祉の増進に寄与することとするため、この条例を制定しようとするものである。

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例

■目的

障がい者の権利擁護と暮らしやすい地域づくりの推進

■基本的施策

「道民理解の促進」「企業等の取組支援」「移動手段の確保」「教育との連携」「ライフサイクルを通じた支援」「共生型事業の推進」「地域間格差の是正」など

■障がい者の権利擁護

- 道民は、地域で暮らす障害者の権利擁護への配慮
- 道・道民は、生活の場等において障がい者に対する差別や不利益取扱をしてはならない。
- 障がい者に対する虐待の禁止

■市町村ガイドラインの策定

○障がい者が暮らしやすい地域づくり推進に関するガイドラインを道が策定。

[ガイドライン事項]相談支援体制の確保、地域自立支援協議会の設置・運営、地域マップ、地域住民による支援体制の確保、地域による就労支援、市町村が設置する調整委員会など

○市町村ガイドラインに基づき、道による地域づくり支援の実施

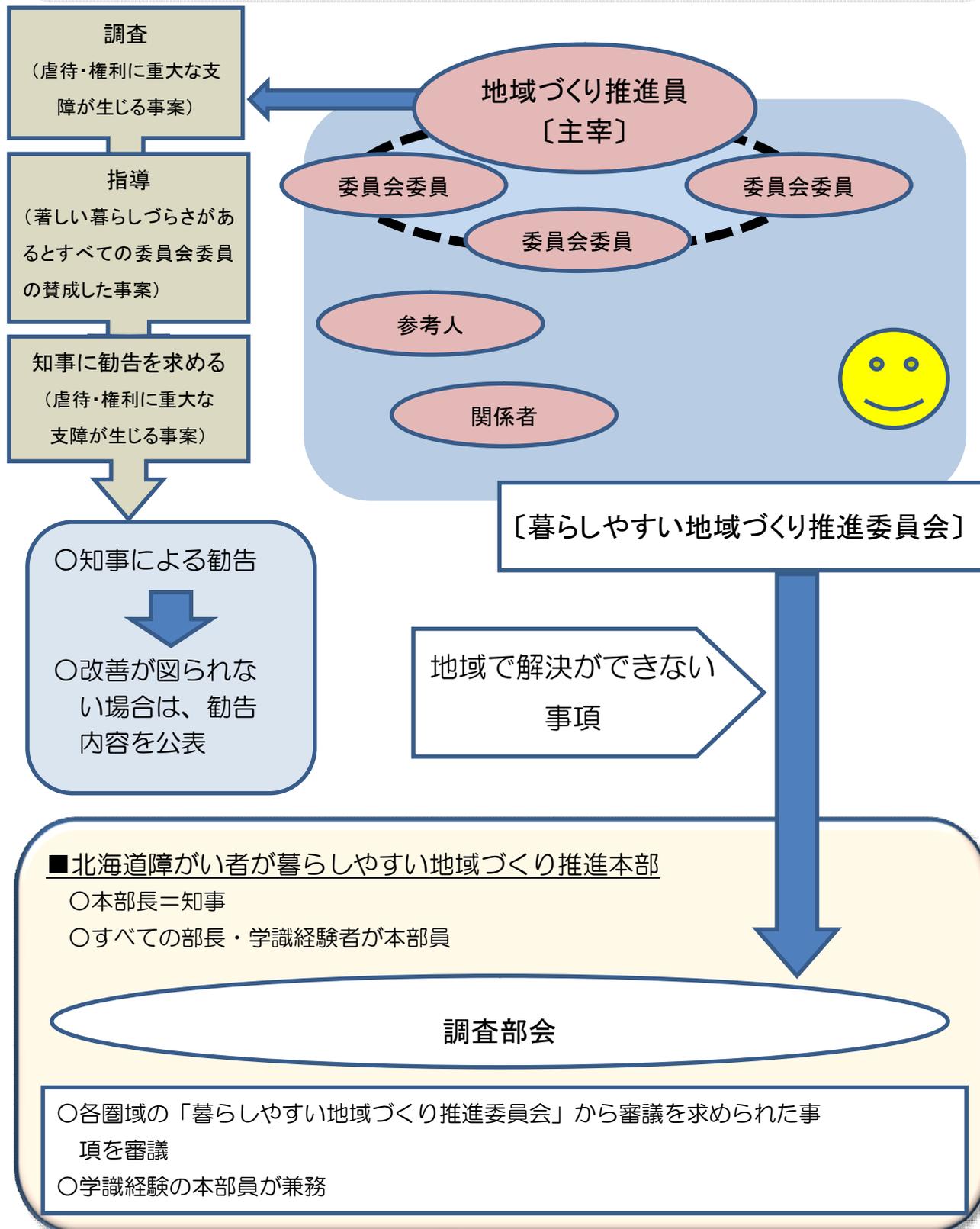
- ・圏域ごとに地域づくり支援員の配置
- ・地域でサポートする人材の養成 等

■障がい者に対する就労支援

- 道による就労支援推進計画の策定
- 就労支援企業の「認証」制度
 - ・認証企業に対する優遇措置（低利融資・入札上の優遇）
- 就労支援に関する「指定法人」制度
 - ・福祉的就労の販路確保、市場調査、商品開発、認証制度の事務等を実施
- 北海道就労支援推進委員会の設置
 - ・学識経験者、関係団体等
- 道による調達等への配慮
 - ・福祉的就労事業所や認証企業からの道の物品又は役務の調達等への配慮

■障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会

- 規則で定める圏域ごとに設置
- 協議事項
 - ・ 支援サービス、差別や虐待、その他障がい者の暮らしづらさに関すること



「不便だな、困ったな、よかったな」と思ったことを教えてください

北海道条例制定に向けて、障がいのあるご本人やご家族、支援者、施設運営者の方から、他の人からの言葉や態度、またご自身の生活全般で困まったことなどの体験や感じてきたことを募集しています。

■ はじめに

2006年12月、国連において「障害者権利条約」が採択され、日本も署名をしました。

この条約は、今年5月3日より正式に発効しました。今後、わが国としては、実効性ある批准に向けて、関連する国内法の整備についての検討や障がいのある人たちの生活実態の検証を、早急に行う必要があります。

また道内で暮らす障がいのある人たちにとっても、北海道はまだまだ暮らしやすい社会環境とは言えず、早急な整備が求められています。

そのような観点から、北海道議会・民主党は、障がい種別や地域間の格差をなくすために、道民参画型、当事者参画型の北海道独自の「障がい児・者条例」の制定をめざしています。

そこでまず、障がいのあるみなさんから日常生活で感じられている「不便だな」「困ったな」「よかったな」という体験などを教えていただくことにしました。

みなさんからの具体的なお話しやご意見を、条例づくりにしっかりと活かしていきたいと思いますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

■ 条例制定にあたっての基本理念

■ 私たちは、障がいのある人が当たり前前に地域で安心して暮らし、地域の一員として共に生活できる社会づくりをめざします。またその際に、家族だけに負担をかけるのではなく、社会全体でサポートできるしくみづくりもめざします。

■ 障がいのある人の生活と自立、社会参加は権利として位置づけ、個々の人権や尊厳を守るための具体的な施策をつくらなければなりません。そして、障がい当事者の「自己決定・自己選択」が保障される制度設計を考えます。

■ 年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての人がいきいきと働き、社会参加し、暮らしやすい社会をつくるため、「バリアフリー」（障壁の解消）だけではなく、「ユニバーサル」（すべての人のためのデザイン）な社会づくりを進めます。

■ アンケート募集について

● アンケート締切日は2008年8月31日(日)です。

● アンケート用紙は同封の返信用封筒もしくはFAXにてご返信ください。

● 回答事例集を添付しましたのでご参考にしてください。

● アンケート募集フォーマットは近日中に民主党北海道ホームページに掲載する予定です。

<http://www.minsyu.net/>

● 今回の取り組みには、各種団体や「DP | 北海道ブロック会議」の協力をいただいております。

お問い合わせ先 … 北海道議会 民主党・道民連合議員会

ならびに 「障がい児・者の権利擁護条例(仮称)」検討プロジェクトチーム(担当:日置)

郵送先 〒060-0002 札幌市中央区北2条西6丁目 北海道議会内

TEL: 011-204-5906 FAX: 011-232-1847

【アンケート回答用紙】

「不便だな、困ったな、よかったな」と思ったことを教えてください

他の人からの言葉や態度、またご自身の生活全般で困ったことなどを教えてください

- 1. ご年齢は？ _____歳
- 2. 性別は？ _____（差しつかえなければ、性別をお書きください）
- 3. いまアンケートにご回答していただいている方は？（○で囲んでください）
 - a. 障がい児・者ご本人 b. 障がい児・者のご家族や支援者 c. 施設関係者
 - d. その他（ _____ ）
- 4. 障がいの種別を教えてください。（複数可。○で囲んでください）
 - a. 視覚 b. 聴覚 c. 肢体 d. 知的 e. 精神 f. その他（ _____ ）
- 5. 「不便だな、困ったな」など、日々の生活やこれまでの暮らしで差別的対応を受けたと思ったことや、「対応がよかったな」と思った事例を教えてください。

くらし全般（社会の仕組みや福祉制度など）

学校や教育制度

職場・施設（雇用・労働現場）

バスや電車など交通機関、デパートや飲食店などの建築物

役所・病院

次ページにつづく

●5からつづき

観光・レジャー施設
警察・裁判所
その他

●6. いまあなたのまわりには、相談したり応援してくれる人はいますか？

- a. はい ⇒ どんな人ですか？ ()
- b. いいえ

●7. 最後に、いま一番困っている、心配していることがありましたらお書きください。

[]

●8. お住まいの地域（支庁管内）を教えてください。（○で囲んでください）

- a. 石狩 b. 空知 c. 後志 d. 渡島 e. 檜山 f. 胆振 g. 日高
- h. 上川 i. 留萌 j. 宗谷 k. 網走 l. 十勝 m. 釧路 n. 根室
- o. その他 ()

※差しつかえなければ、お名前などをお書きください。（個人情報厳守いたします）

お名前 _____

ご住所 _____

以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

このアンケート回答用紙は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて郵送していただくか
下記FAX番号あてに送っていただきたく存じます。

FAX返信先 011-232-1847

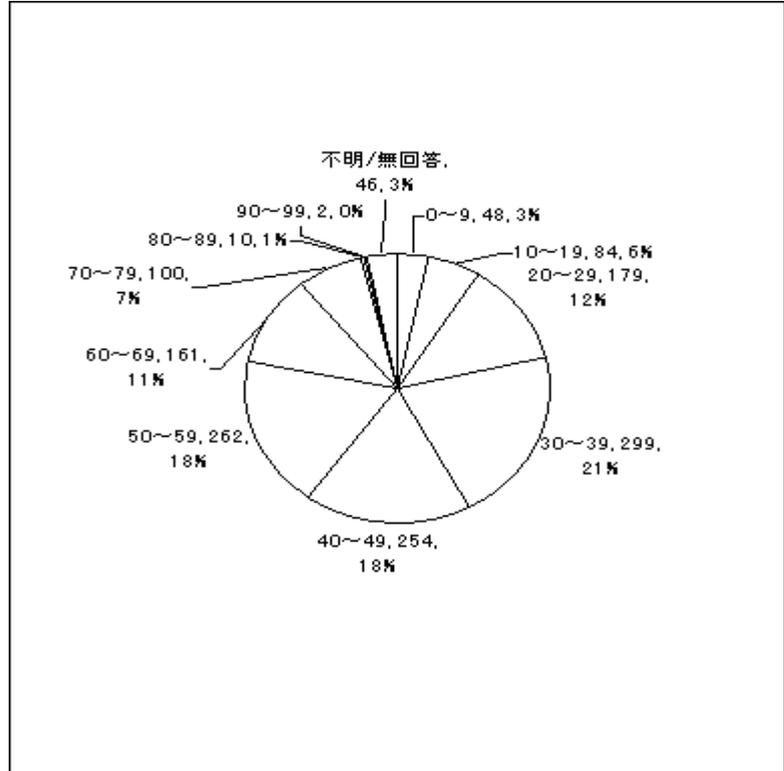
アンケート回答締切日 2008年8月31日（日）

北海道議会民主党・道民連合 障がい児・者の権利擁護条例(仮称)検討PT

アンケート基本データ集計

Q1.ご年齢は

年 齢	件 数
0～9	48
10～19	84
20～29	179
30～39	299
40～49	254
50～59	262
60～69	161
70～79	100
80～89	10
90～99	2
不明/無回答	46
合 計	1,445

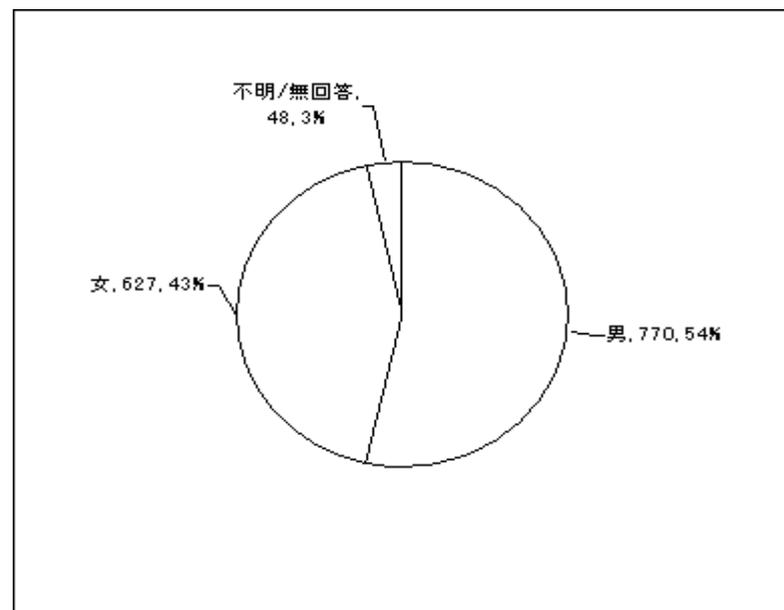


※1 ケースに 2 つの年齢が記入
アンケート数は 1411

お子さんの性別年齢を不明として 2 人分でカウント

Q2.性別は

性 別	件 数
男	770
女	627
不明/無回答	48
合 計	1,445



※1 ケースに 2 つの年齢が記入
アンケート数は 1411

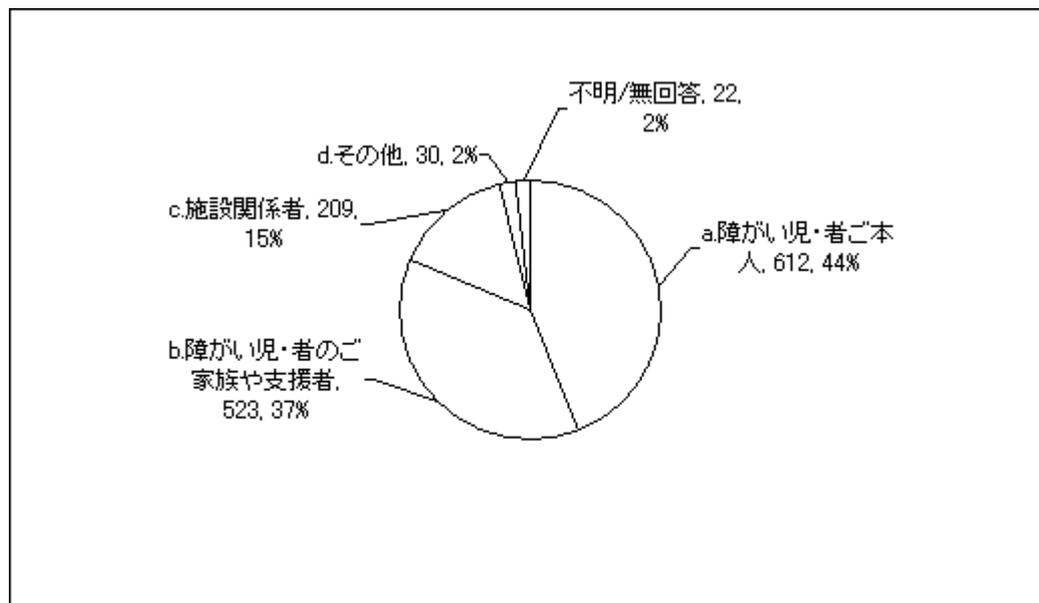
お子さんの性別年齢を不明として
2 人分でカウント

Q3.いまアンケートにご回答いただいている方は？

項目	件数
a.障がい児・者ご本人	652
b.障がい児・者のご家族や支援者	527
c.施設関係者	209
d.その他	30
不明/無回答	27
合計	1445

※1 ケースに2つの年齢が記入
アンケート数は1411

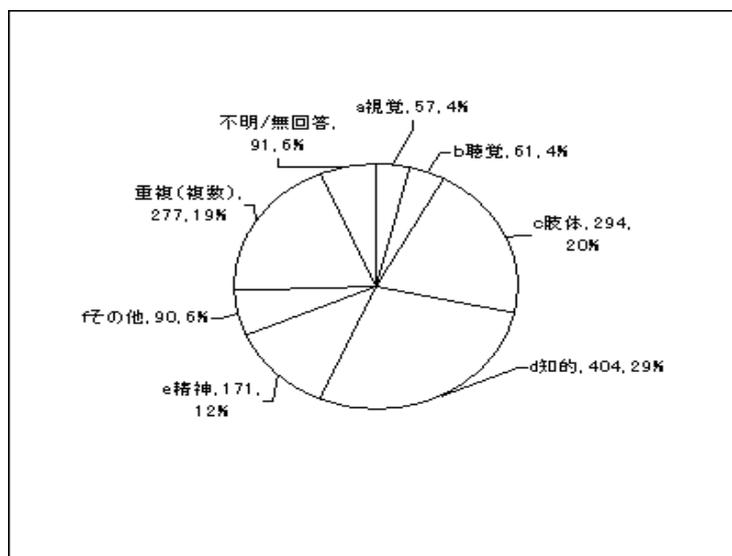
お子さんの性別年齢を不明として2人分でカウント



Q4.障がいの種別を教えてください(複数可)

※複数回答のため合計と回答者数は一致しません。

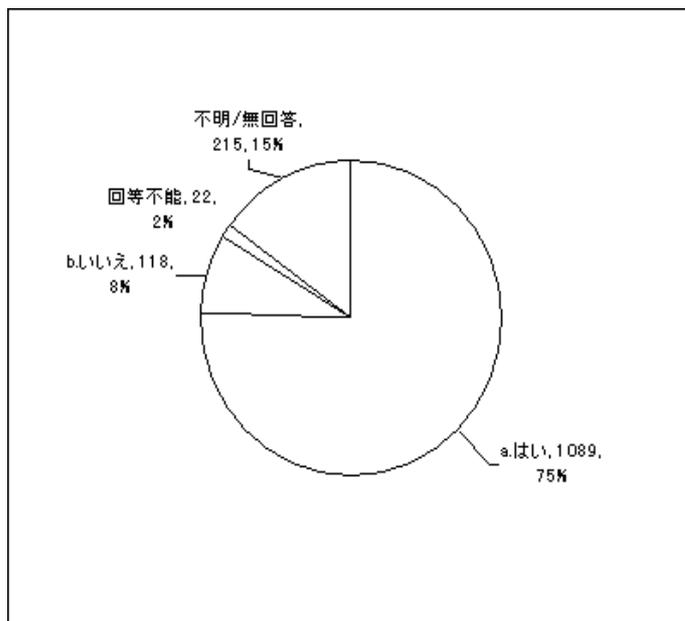
項目	件数
a 視覚	57
b聴覚	61
c 肢体	294
d 知的	404
e 精神	171
f その他	90
重複(複数)	277
不明/無回答	91
合計	1445



お子さんの性別年齢を不明として2人分でカウント

Q6.いまあなたのまわりには、相談したり応援してくれる人はいますか？

項目	件数
a.はい	1089
b.いいえ	118
回等不能	22
不明/無回答	215
合計	1444



※1 ケースに2つの年齢が記入

アンケート数は1411

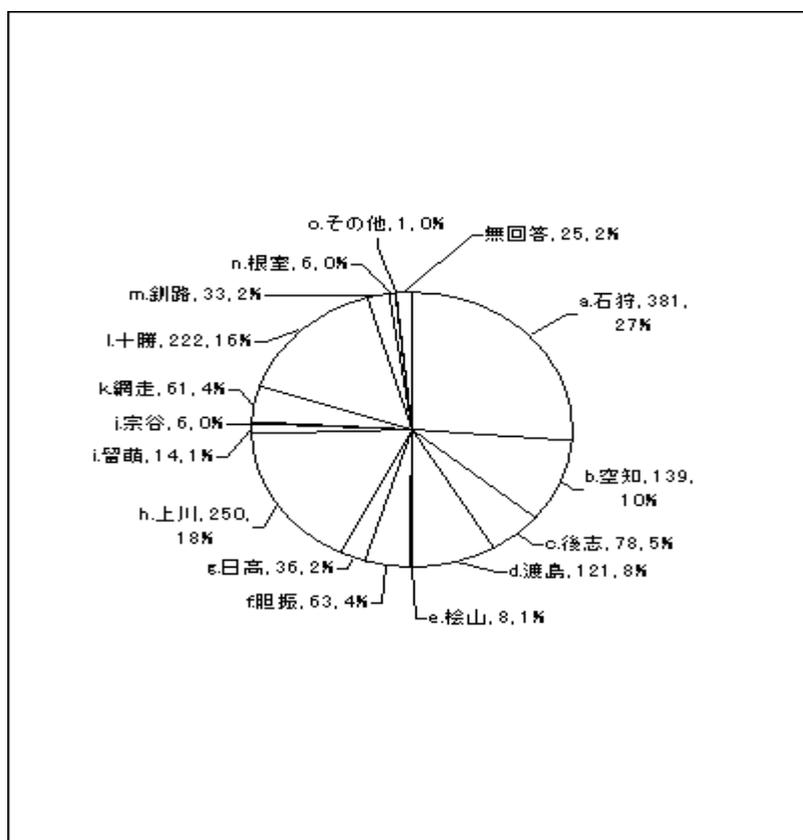
お子さんの性別年齢を不明として2人分でカウント

但し、記入者は1名なので、

アンケート数と一致

Q8.お住まいの地域(支庁管内)を教えてください

項目	件数
a.石狩	381
b.空知	139
c.後志	78
d.渡島	121
e.檜山	8
f.胆振	63
g.日高	36
h.上川	250
i.留萌	14
j.宗谷	6
k.網走	61
l.十勝	222
m.釧路	33
n.根室	6
o.その他	1
無回答	25
合計	1444



お子さんの性別年齢を不明として2人分でカウント。但し、記入者は1名なので、アンケート数と一致

障がいのある方やご家族などへアンケートの回答について（要約版）

～ 民主党・道民連合 障害児・者権利擁護条例（仮称）検討プロジェクト資料～

ここではアンケートの項目ごとに分けて、回答の概要といくつかの回答事例を紹介しています。

回答の後には、年代、性別、障害種別（簡易表記）（障害者本人の回答以外は支援者）を表記しています。

なお、回答については、プライバシーなどに配慮して一部編集している場合があります。

「障害」についての表記は、私どもは「障がい」と表記して使用していますが、制度やアンケートの回答である「障害」についてはそのまま表記しています。

ここでの紹介は、ごくごく一部ですが、いただいたアンケートについてはプロジェクトチームの民主党・道民連合の道議会議員が目を通してあります。

1. 事例報告

(1) 暮らし全般（社会の仕組みや福祉制度など）

障害者自立支援法の問題、年金や医療などについても多くあげられている。自立支援法や医療費の費用負担やサービスの地域間格差に不満を感じている人も多いなど、制度改正により翻弄されている方々の声が多く見られる。

障害による差別や偏見も多く書かれている。見た目の差別や偏見を受けるケースと知的障害や精神障害のように外見ではわからないが、一旦分かると、差別や偏見を受けるケースもある。

それは地域の中にもまだまだ存在しているし、身近な親族の間にもある。

また、将来の生活に漠然とした不安を抱えている人も多い。

ここでは紹介できないくらい事例が多くある。

<不便、困ったこと>

- ・ 障害が重く小さいときから自分の意志ではなく周囲が、一方的に用意した自分の進路や決めたとおりに生きてきたけど、それって変じゃないでしょうか？障害があるから仕方なく諦めなければならないことなの

でしょうか？（30代・女性・肢体）

- ・ 同じ兄弟姉妹なのに、幼少時から親とも同居できない、居場所もちがう、一緒に遊ぶことも出来ないことが、自分が障害を認知する前に、自分が、他の人たちと、異なる存在であることを教えられました。そして、年齢を重ねて、その理由は、自分の障害のためだということがわかりました。ノーマライゼーションって空想なのでしょうか？（30代・女性・肢体）
- ・ 障害者の「自己決定」、「自己選択」というけど、これまでの自分の人生は、すべて、自分の意志ではなく専門家や行政や自分以外の人に決められてきました。今も、外出や福祉サービスを、自由に利用できません。（40代・男性・肢体）
- ・ 障害者の生活実態も障害の状況も知らない。障害者の声も聞くことない。そして、一方的に施策を見直す行政が、「市民自治」とか「当事者主体」と言うのは、二枚舌で信頼できない。（40代・男性・精神）
- ・ 地下鉄の車内に掲示されている妊婦への理解の促進のためのポスターや横浜の内部障害者への理解促進の実践例のように、外見からわからない障害者への理解を促進するための啓発活動やそうした障害者が、必要なときに付けることのできる障害者マークがあると暮らしやすくなると思う。（30代・男性・内部）
- ・ 住んでいる自治体によって、通学、通勤、通所等の移動支援や給付される福祉機器等について、利用できるサービス範囲や内容および量が、異なり、地域間格差がありすぎる。障害者自立支援法は、こうした格差を解消することが目的だったのに改善されるどころか、広がっていると感じる。（60代・男性・視覚）
- ・ 最初の子どもの重たい障害があると、某TV局の女子アナのドキュメント番組でも同様の内容で放送されていましたが、その親は、次の子どもを最初の（障害のある）子どもを親亡き後に、親の代わりに守る存在となることを求めて産んでいることがとても多く感じます。そして、そうした家庭の2番目の子どもは、親の愛情を受けられなかったと感じたり、自分の産まれた意味を知ることによって、家族関係に支障が生じている実態を多く目にします。これは、親の問題とか、家庭内の問題というより、障害児を産み育てることや、障害者の状況に関する情報不足や制度に問題があるように感じています。それは、子どもや障害者や高齢者や様々な困難な状況にある人のことを、個人や家庭のみの負担や責任にしてしまう今の社会のあり方に問題を感じます。（50代・女性・支援者記入）
- ・ 足が悪いので歩く姿は当然変な格好なのは自分で分っていても、人とすれちがう時大人でも子供でも変な物を見るような目で必らず見られることが悲しい。耳も少し遠いので笑われがち。（70代・女性・肢体）
- ・ ご近所に小さいお子さんがいて、そのお宅が気になって、遊んでいるところに行ったり、お宅をのぞいたりしてしまい、ご主人から、「ああいう子は何をするかわからないからぜったい家に入れるな」と言われ

た。(10代・男性・知的・支援者記入)

- ・ 障害児・者という言葉をかえてほしい。せめて、害をこのアンケートの様にひらがなにしたい。出来れば「障がいをもつ人」とか「障がいのある人」というふうにしてほしい。(10代・女性・知的・支援者記入)
- ・ 障害者の中でも精神障害者は、他の身体障害者よりも偏見の目でみられることが多く、差別的な扱いを受けることが多い。例えば一般の人が間違っただけをしても笑って終わる事でも、やはり頭がおかしいんだなと思われたりする。(50代・男性・精神)
- ・ 知的しょうがい者が自ら選択し決定できるサービスが少ない。(30代・女性・知的・支援者記入)
- ・ 制度が複雑で使いづらい。地域で生活するためのサービスや周囲の理解がない。(20代・女性・精神・支援者記入)
- ・ 身体に比べて精神の福祉サービスをもっと増やしてほしい。精神科に通院しているというだけで偏見の目で見られることがある。作業所に通所する為の交通費を出してほしい(作業手当だけでは赤字)。(40代・女性・肢体/精神)
- ・ スーパーのレジで話しかけられる。各々違うが袋のこと、駐車券のことらしいが、答えに困ってる時、何回も話しかけられる。多くはバイト学生を採用しており、聴力の客への接し方も学んでほしい。特にレジで客が後方に並んでいる時、嫌な思いをする。店に投書して改善されても時間が経つと又、同じことがくりかえされる。(60代・女性・聴覚)
- ・ 下肢障害者が歩く様子を指を差しながら「ああいうのは邪魔なんだよね」と言われる。(特に若者、訳がわからず小学生がまねする事もある)(40代・男性・肢体・支援者)
- ・ 福祉制度について、利用者または、その家族等に対する説明が少なすぎる。法制度の改定等に合わせて詳細な説明をしてもらいたい。(30代・男性・支援者記入)
- ・ 署名ができないのに、署名をしないと口座が作れないところがある。(金融機関)(50代・男性・視覚・支援者記入)
- ・ 区役所でたらいまわしにされて困る。色々な窓口がありすぎ、役所も自分の仕事しかわからず、どこに行けばよいかわからない。(10代・女性・知的・支援者記入)
- ・ 自閉症への理解、説明するのが大変。(40代・男性・知的・支援者記入)
- ・ 歩道や建物の段差・電柱・自転車や車の路上駐車があつて危ない。なかなか就職が出来ない。周囲の人からジロジロ見られる(バカにされる)。(20代・男性・視覚)

- ・ 地域で生活しようにも通う場所が限られているので、自分に合う、合わない関係なく受け入れてくれた所に通うしかない。地方に比べて苫小牧はかなりおくられている。(20代 男性 肢体 支援者記入)
- ・ 周囲の人達に障害者だからと言う事で、町内イベント等で参加の同意を受けることが出来なかった。(20代 男性 精神)
- ・ 見た目ですぐ障がいがあるとわかる場合は気持良く対応してもらえる事が多いが、そうでない事、つらい思いをすることが多い。複雑な思いです。(20代・女性・知的・支援者記入)
- ・ 子供は知的障がい(A)。出来るだけあちこちに連れて行っている。まだ幼い時親戚の結婚式があり、先方からそれとなく出て欲しくないような感じを受けたことがあり、出席はしなかった。(30代・女性・知的・支援者記入)
- ・ 障がいを持つ前は会社員でした 税金支払ってきましても世間は税金ドロボーと言う・・・子どもが障がいをもつと、兄妹などに影響があります。(70代・女性・肢体)
- ・ 施設利用者(入所)の親、兄弟が死亡しても葬儀に呼ばれない。知らせてくれない。葬儀の参列を断られたこともある。(50代・男性・知的・支援者)
- ・ 障がい者の給料は、健常者より低い。昇給しない。(20代・男性・内部障害)
- ・ 私は、大腸の難病で、大腸全摘したのですが、見た目内部に疾患があると思われにくくて大変困ります。(20代・女性・難病)
- ・ 社会生活面での聴覚障害者という事で、全ての面で説明不十分に思われる。(70代・男性・聴覚)
- ・ 音声言語に対する、聴覚障害者への情報保障が少ない(文字情報等)。講演会等へ情報保障が用意されることが少ない(主催者側で用意していただき、参加保障するべき)。映画、DVD等への日本語字幕がついていない物が多い。全てに日本語字幕がつくよう義務化を。(30代・男性・聴覚)
- ・ 不便なこと。点字ブロックが中途半端に入っている。音の出る信号機の設置と、音が消えるのがあまりに早く渡りきれない。誘導ブロックの設置では視力障害者の意見を聞くべきである。身体障害者支援費事業で歩行支援を十分な時間を取ってくれない。目が見えないという事は外では一人歩きは出来ないことを知ってほしい。個々の障害に応じた聞き取り調査をしてほしい。社会の仕組みは生活保護者以下で、我々障害者は決して生活は楽ではない。特に今年(2008年)の冬や来年の冬での暖房代がいくらかかるか。生活保護世帯には補填があっても障害年金者にはない。だから社会の仕組みは矛盾だらけで弱いものを見捨てて行っていると思う。健常者の学校で体の不自由な人の道徳を教えるべきである。(50代・男性・視覚)
- ・ 困ったことは墨字の郵便物が読めないこと。公的な機関からの書類には音声コードをつけてもらいたい。

差別を受けたことは、公営住宅の家賃が民間に比べて安いといったとき、「生活保護を受けていると安い」と聞いたと言われた。「障害者だから当然、生活保護を受けているんでしょ」と言われた。どうして障害者だと「当然」生活保護を受けていると思われるのでしょうか。一生懸命仕事を頑張っている人達がたくさんいます。私は障害年金で生活しています。(60代・女性・視覚)

- ・ 「精神障害手帳の申請や更新」の際、診断名が「高次脳機能障害」と記載されたものがS市の審査で不受理になるケースが何件も発生している。国は「高次脳機能障害」でも可だがS市は正式な病名ではないので不可とし、患者が負担して再度診断書を書き直して再申請している。(同じケースが北海道では受理される) 診断書を記載する医師の理解不足が原因だが、国のモデル事業の後、診断基準が策定されても医療と行政の狭間で未だに手帳取得がしにくい現状がある。(年代性別記入なし・高次脳障害・支援者記入)
- ・ 5歳の子どもの事例。事故後、元通っていた保育園に戻りたいと申請したところ、市の福祉課から「障害児保育を行っている保育園に通園するように」と言われた。元の保育園は障害をよく理解し、受け入れるといってくれ、また主治医からも「慣れた環境で過ごすことがいいので元の保育園に通園することが望ましい」という意見書を書いてくれたが、市の方針は翻らず、市が指定した障害児保育を行っている保育園に通っている。障害があっても、受け入れ体制が整っているのだから、保育園を選択することを認めてほしい。この事例は選択の権利が侵害されている。(10代未満・男性・高次脳障害・支援者記入)
- ・ アスペルガー症候群は外見からわかりづらく、学校や職場で人間関係を維持していくことが困難で、たびたび不登校や引きこもり等で苦しんでいます。周りにいる引きこもりの人の話を聞くと、アスペルガーと思われるケースも多いようです。アスペルガーの人は、コミュニケーションや常識のなさ等により、社会不適応を起こしています。人間関係に悩み、精神科のお世話になっている方も多くいます。精神や知的障がいの方は症状が見えやすいですが、アスペルガーは症状が見えないために社会で大きな生きにくさを持っています。他の重い障がいにかくれて、ほとんど表に出てきませんが、困っている人達がたくさんいます。何か彼らのための制度ができればと思っています。アスペルガーとして、トライアル雇用などは、とてもありがたいと思います。他にも受けられる制度などが増えるとうれしいです。学校ではアスペルガー症候群の人たちは、本人もまわりも障がいとは気づかずにいることが多く、コミュニケーションがうまくできず、つらい想いをしているので、対人関係を良好にしていく、支援などができればうれしいです。(20代・男性・アスペルガー症候群)
- ・ 言葉がなく奇声を発したりするのでまわりから白い目で見られたり驚かれたりじろじろ見られ一緒に出かけるのがおっくうになってしまいます。(20代・男性・知的・支援者記入)

- ・ 本人の弟が差別的な扱いを受けた。(クラスメイトの保護者から必要以上に言いふらされたり、弟にも障がいがあるとか親が悪いとかうわさの様に言われ嫌な思いをした。) 障がい者につきあいたくないと言われた。(10代・男性・知的・支援者記入)
- ・ 職場復帰をめざしてディケアに通い努力しているが、実際職場に試験的復帰すると精神障害だと病気について理解してもらえず辛い思いをする。明らかに差別されていると感じることが多々あり辛い。(特に職場で)(40代・女性・精神)
- ・ 肺等の内部障害であるため、外見上中々障害者と認められず、仕事上においても、社会的に健常者同様に扱われ苦労した。(体の限界)(70代・男性・呼吸器障害)
- ・ 勝手介護、押しつけ介護をされる。ヘルパーなどの教育の仕方など何をもって教え資格をあたえているのか問いたくなる。すべて自分で決定したいです。(50代・女性・肢体)
- ・ 目が見えないと何も出来ないと判断されやすいこと。教えられれば判るのに。(30代・女性・視力)

<よかったこと>

- ・ 中学生ですが、今までのところ、皆さんにとっても親切にしてもらい、あまり、困ったり、くやしい思いをしたことはありません。一人一人は暖かく対応してくれますが、この先、学校を卒業した時、社会の制度の不備やむじゅんに直面することになると思っています。(40代・女性・肢体・支援者記入)
- ・ 主人の場合、20年以上も前の病気(高次脳)ですし、当時の上司の配慮もあり仕事を続けてこられました。(50代・女性・精神・支援者記入)
- ・ 現在の所、日常生活に支障を及ぼすような事案は、発生しておりません。本人は町主催の行事には積極的に参加させていただいております。(30代・男性・知的・支援者記入)
- ・ 福祉タクシーができたので一人でも不安なく外出できるようになりました。(30代 女性 肢体・知的)
- ・ 本人はダウン症ですが、ダウン症の場合は、一般の方から見て障がいがある事がはっきりと分かり、また、性格もおだやかなので、それなりに対応して頂け助かっています。近所の方、デパート、スーパー病院等、やさしくして頂いています。(20代・男性・知的・支援者記入)
- ・ 現在マンションに暮らしています。ドアなど周りの方に開けてもらえたり、エレベーターも待っていてくれて、皆さんやさしくしてくれています。中にはじっと見ている子供もいますが、地域で暮らすには十分ではないですね。(10代・女性・肢体/知的・支援者記入)
- ・ 区役所の職員さんが大変親切にいただきました。(40代 男性 精神)
- ・ 昔は、車椅子に乗っていたら、後をふりむかれたりしたが、今はない。(60代 男性 肢体)

- ・ 車椅子で生活しています。階段しかない所で、何人かの人が車椅子を持ち上げ介助してくれました。今でも感謝しています。(20代・男性・肢体)
- ・ 災害等、突発的なことが起きた時の情報がわかりにくい。(60代・男性・肢体)

(2) 学校や教育制度

学校では、いわゆる統合教育の問題と、教師や教育委員会などの対応に不信感を持っている当事者や保護者（特に知的障害の保護者）が少なからずいることが分かった。

しかし、差別や偏見は教育で取りくむべきという意見もいくつかあった。さらに現に「良かったこと」の意見では学校、教師、同級生の対応で学校生活を楽しめたということがある。

しかしながら人に救われているのでは何時までも変わらない。担任が変わることもあるだろうし、転校もある。やはり、仕組として対応できるものが必要と思われる。

<不便、困ったこと>

- ・ 松葉杖で歩行でき、階段をなんとか歩けたので、普通学校（小学校）に入学が認められたが、そのときに、「(階段を上がるとか) 自分のことが自分でできなければだめです。」「学校や周囲は手伝えません。」と言われた。その学校でバスや建物の中で、高齢者や障害者に座席やエレベーターを譲りましょうと教えていた。(40代・男性・肢体)
- ・ 障害施策は、障害者が隔離された施設ではなく、障害のない人と同様に地域で生活できる社会づくりを進めているのに、私たち障害者は、障害のない子どもと分離されてきました。これは、こうした方針に逆行するし、マイナス効果しかうまないと思います。障害の有無ではなく、だれもがともに学び、ともに育つ教育の推進が必要ですし、障害に応じた必要な支援も公的に整備し保障することも必要です。(30代・女性・肢体)
- ・ 障害者に必要な移動や介助サービスが通学や学校での生活で利用できません。障害者自立支援法やその他の制度であれ、こうした障害児・者が直面している生活上の困難さの改善が必要です。(30代・女性・肢体)
- ・ 普通学校に行って学級が障害のない生徒と一緒にのだけど、クラス在籍が違うため、男子、女子がアイウエオ順に呼び終わった最後に、自分の名前を呼ばれることが仲間はずれにされたようで寂しかった。(20代・男性・肢体)
- ・ 普通学校に通学していましたが体育の授業は、いつも見学で寂しかった。(50代・女性・肢体)
- ・ 私の小さいときは、障害が重いと就学免除という制度があって、勉強することがゆるされず、いつも働く母親の横で横になっていたりと、おんぶされていた。勉強したかったけど、できなくて、とても惨めな気持ちをもっていました。(50代・男性・肢体)

- ・ 地域に養護学校が無く、家族と離れて、小さいときから寄宿舎生活をおくった。今は、就職して、1人で暮らしているが、今も親との関係をつくれな。 (50代・男性・肢体)
- ・ 小学校1～3年生までは、祖母が付き添ってくれたので地域の小学校に通っていたけど4年生になって付添ができなくなったので、親元を離れて、養護学校の寄宿舎での生活が始まった。ほんとうは、親元から通いたかった。また、養護学校は、障害児だけが集められていて、いろいろな経験が不足していると感じた。 (20代・男性・肢体)
- ・ 養護学校では、学年に関係なくクラスが決められていて、自分の学年の勉強ではなく、低学年の勉強をさせられていたのが、不満だった。ちゃんと、勉強したかった。 (20代・男性・肢体)
- ・ 転勤で全道を歩き、市町村の助成制度に大変な格差を感じましたが、札幌市が一番いいと思います。移動に苦労していましたが、ガソリン助成等で助かっています。旭川市は補助もなく、市教委が親のことを考えない。現場の先生と市教委の考え方も現状と違う。本当に驚く暴言の数々。特別支援学校制度になり、札幌養護に通ってますが、路線バスの廃止（中央バス）で大変困っています。その中で札幌の先生方は、障害の勉強をされ、とても努力されているのが分かり、感謝です。特殊学級の先生と大きな差で、意識の違いを感じます。 (10代・男性・知的・支援者記入)
- ・ ろう学校がなくなるのは困る。「特別支援」はかえって障がい児にとってマイナス要因になるのでは？大学での「ノートテイク」など情報保障が、どの学校も保障されるようにしてほしい。 (30代・女性・視覚/聴覚)
- ・ 精神障害についてのアンケートをとると、精神障害者のイメージを「こわい人」「何をするかわからない人」等々悪い印象を持っている人が多いのに驚く。小中高の生徒をボランティアに受け入れているが、子供たちは精神障害者のイメージを触れ合いの中で変えていく。学校教育の中に障害者教育をもっと入れてほしい。 (70代・女性・精神)
- ・ 中学校の頃、私の対応を面白がられ、いちいち反抗してた。その結果、知的障害者用学校に移された。 (30代・女性・アスペルガー症候群)
- ・ 体育を男子と女子に分けて行ったり、習字セット、絵の具セットも男女別の色を指定する教師が多く、個のちがいをないがしろにする傾向が強い。(対策) 身体測定、修学旅行の部屋割り等不可能なものはあるが、体育を能力別にしたり、持ち物は男女関係なく選択できるように配慮したり、個を尊重した教育が必要。 (30代・女性・性同一性障害)

<よかったこと>

- ・ 高校時代に体操で怪我をして車いす生活になりました。当時の高校は、バリアフリー設備はなく、学年ごとに教室のある階が決まっていました。そして、その学年の生徒は、その学年の教室がある階に移動していました。でも、私が復学するときは、固定されていた学年ごとの教室を、私の学年にあたる教室を1Fに移動することになりました。校長先生の指示によるこうした配慮があり、私は卒業できました。(50代・男性・肢体)
- ・ 普通学校に通学していて体育の授業は、いつも見学でしたが、ある時、両腕のみを使って前進する競技を先生が考案し、私もはじめて体育の授業に参加したことが、嬉しくて今でも忘れることができません。(50代・女性・肢体)
- ・ 普通学校に通っていたが、友達と障害を前提とした遊びのルール等を決め、障害の有無を問題にすることなく友達関係が築くことができた。(20代・男性・肢体)
- ・ 養護学校では、同学年でクラスが複数の生徒で構成されていたが、それぞれの生徒の学力に応じて、勉強を教えてくれた。(20代・男性・肢体)
- ・ 言語障害があり小学校時代は、クラスメートとコミュニケーションがとれなくて学校生活がつまらなかったけど、中学生になって携帯電話を持たせてもらったら、メールでコミュニケーションがとれて、友人が増えて、とても楽しい学校生活に変わりました。(10代・女性・言語/肢体)
- ・ 近くの高校生に時々あいさつされて、とても嬉しい。(50代・女性・精神)
- ・ 大学に編入後、共感に自分の障害のことを話し、理解してくれた。最前列着席、講義室変更後の時、わかりやすい地図を書いてくれた(地理的失認があったから)。講義、単位認定試験は健常者と同じに扱ってくれたが、私にとっては「特別扱いされない」ということでよかった。(50代・女性・重複障害)
- ・ 障害をもってから社会復帰を目指し、大学院へ入学しましたが、とても親切な上、こちらに聞いてから対応を考えてくださり、とても感謝しています。(50代 男性 内部障害)

(3) 職場・施設（雇用・労働現場）

職場では、障害者に起因した差別、労働条件の劣悪などがあるが、解雇されることなどを不安に感じて我慢している人も多い。仕事関連で回答している人は、ほとんどがそうした内容である。

ここでも知的障害者や精神障害者に対する差別的な対応が見受けられる。

良いという回答は、施設利用者からものがほとんどであったが、施設も利用料がかかるために安い作業工賃と費用負担で不満に思っている人が多いことが分かった。

<不便、困ったこと>

- ・ 障害に応じた試験（点字・手話通訳の配置等）や職場の環境が不十分なため、職業適性や能力以前に障害者は、排除されています。（40代・男性・肢体）
- ・ 障害者自立支援法の就労支援の雇用（A）型は、労働者としての法令の適用になっていて義務と権利が保障されているのに、障害のない労働者に負担義務のない利用料負担が求められている。これは、差別だと思う。（30代・男性・肢体）
- ・ 独学で資格をとったけど、障害のない人は、専門学校やサークルに自由に通えるけど、自分は、移動やトイレに介助が必要だから、そういうところに行けなくて、障害があると選択肢が少なくなると、いつも感じる。（20代・男性・肢体）
- ・ 小さいときから周囲に自分のことが決められてきて、自分の将来に目標や夢をもった経験がありません。ただ、施設で人生が終わるのがいやで今、地域で生活しています。就職するなんて、想像したことも、考えたこともありません。（20代・男性・肢体）
- ・ 小さいときから療養所で育ちました。大人の人もたくさんいて、そういうのを見ていたので、自分の人生も、そういう道を歩くんだと思ってました。療養所の指導員に施設を将来出たいと言ったら。「ここ出たら、貴女、死んじゃうよ。」って言われました。今は、同じ障害のある人に誘われて施設を出て、地域で暮らしていますが、働くことを聞かれてもよくわかりません。（40代・女性・肢体）
- ・ 障害者自立支援法では、作業所に通って、少ない工賃をもらっていますが、そこから利用料の負担を求めています。作業所は、福祉的就労と言われますが、働く場ではないのでしょうか？（50代・男性・支援者）
- ・ 職場・雇用・労働はいい環境ではない。特に視力の無い者は病院のマッサージ（個人病院では）安い賃金で昇給もなし、また労働者は使い捨て。我々視覚障害者も同じ。特に視覚障害者の仕事でもあはき（あんま・はり・きゅう師）は無資格者が平気で報酬を取るということは詐欺行為になると思う。（50代・男性・

視覚)

- ・ 職場のデスク、配置換えの内容を聴障には情報が伝わらない時あり、聞こえる人同様に前もって知らせ、働いてる当事者の意見を聞くことが大切だと思う。電話やり取りが当事者抜きで行われる。(60代・女性・聴覚)
- ・ 研修等への通訳(手話・要約筆記)についての合理的配慮を企業等に望む。(30代・男性・聴覚)
- ・ 「おまえみたい体のくせに使ってやってるのに」etc、保険なし、残業なし、給料無しで働かされた事が何社でもある。(40代・男性・身体)
- ・ 職場でできない無理な仕事を押しつけられる。職場の中にサポートしてくれる人がいたら働きつづけられるのに・・・(30代・男性・知的・支援者記入)
- ・ 作業所の工費(工賃)をもっと上げてほしい。できれば就職したいです。(30代・女性・精神)
- ・ 統合失調症を告白したとたん、2年間無事に働いていたのに、即日解雇になった経験がある。(50代・男性・精神)

<よかったこと>

主だった意見なし

(4) バスや電車など交通機関、デパートや飲食店などの建築物

バス等の公共交通機関を利用する上で運転手や職員から心ない言葉を浴びるなどの事例もあったが、一方で職員の対応が良かったとのこともある。同じようにデパートや飲食店も侮蔑的な対応をされたという事例と、逆に親切に対応されたという事例もある。やはり、これは従業員に対する教育が不十分であるということだろう。同じように建物についても、障害当事者が設計段階から関わるなどすることが少しでも使いやすいものにつながるし、従業員の教育についても障害当事者の声を聞かせることも必要であるし、そのためには条例のような明文化したものが必要である。

<不便、困ったこと>

- ・ 身体と知的障害者は手帳を提示して交通費の割引が受けられますが、精神障害者は、手帳を提示しても割引を受けられません。民間が実施するためにも、まず、札幌市交通局といった自治体が率先して実施して欲しいと思います。(40代・男性・精神)
- ・ 空港で障害者対応の窓口(JAL)で搭乗手続き後、搭乗口に向かっていると対応した職員が走ってきていきなり「ご自身の身のまわりのことは、こちらはお手伝いできませんので」と言われた。(40代・男性・肢体)
- ・ 航空機(JAL)の搭乗口に空港職員の案内で機側の入り口で航空会社の車いすで待機していると、同じ航空会社の職員が案内してきた職員に向かって「こんなところにいたら邪魔だろう」と本人がいる前で、発言した。(40代・男性・肢体)
- ・ バリアフリーストレに荷物が積まれて倉庫状態だった。(40代・男性・肢体)
- ・ 札幌駅のステアプライスの建物全体は、バリアフリーでそのことを証明する適合マークもあるのに、建物内の飲食店は、段差だらけで、車いすでは入れません。こんな建物が増えていると感じる。これが福祉のまちづくりなのだろうか？(40代・男性・肢体)
- ・ 車いすで、停車しているタクシーに乗車しようとして行ったら、ふり向いた運転手と目が合い、そのタクシーは、急発進して行ってしまった。(20代・男性・肢体)
- ・ バスに乗るためには、前日か朝一番に連絡しなければならない。でも、ノンステップバスなら連絡しなくても乗せて欲しい。都営バスは、連絡しなくても乗せてくれる。(40代・男性・肢体)
- ・ JR札幌駅から車いすで乗車してJR稲積公園駅で下車して、用事をすませたので、JR稲積公園駅から乗車して札幌駅まで行こうとしたらJR稲積公園駅で、この時間は、駅員がいないからタクシーでJR琴似

- 駅まで行くように言われた。下車するときには、何も言われなかったのに…… (20代・女性・肢体)
- ・ 公共交通機関のバリアフリーが不十分なため、利用が制限されてしまう。(40代 男性 肢体)
 - ・ 公共交通機関を利用できない移動制約者のための体制が不十分だ。(40代 男性 肢体)
 - ・ 札幌市社会福祉総合センター周辺の飲食店のほとんどは、段差や階段があって車いすでは入店できません。
(40代・男性・肢体)
 - ・ 盲導犬の入店、入場・乗車を断られた。(50代・男性・視覚)
 - ・ 飲食店でメニューを指さした。違う内容のものが運ばれる。店員によって、伝票に記入して、みせて、確認してくれる人もいて、ありがたい。(60代・女性・聴覚)
 - ・ 地下鉄など交通機関は事故で不通になっても何も知らなくて困っている。電光文字で代行のバス発着所の場所などを知らせてほしい。(70代・男性・聴覚)
 - ・ 精神障害者はバス・JRなどの割引もなく、その他の面(タクシーチケットの交付など)でも数多く身体障害者より優遇されてない。(50代・男性・精神)
 - ・ 障害者は来店しないでと通所施設に申し入れた店がある。大通りに面している有名な子供用品店。(50代・男性・精神・支援者記入)

<よかったこと>

- ・ 札幌市営地下鉄は、車いす利用者が乗車を申し出ると、乗車位置の希望を乗客に確認して対応する。乗客が、意向を表明しない場合は、下車駅の乗り継ぎやエレベーターの位置関係を説明してから乗車位置を決める。また、下車駅がバリアフリーでなく駅員も少ないときは、他の駅から駅員が来て、手伝ってくれる。そのときに帰路の時間を言えば、その時間に併せて駅員を配置すると言われた。(40代・男性・肢体)
- ・ 事前に連絡していなかったけど、バスに乗せてくれた。(20代・男性・肢体)
- ・ JRバスの運転手さんが親切で、バス通学をしているのですが、いつもやさしく見守ってくれています。
(10代・女性・知的・支援者記入)

(5) 役所・病院

役所、病院という専門職がいる場所でも障害者や家族などに心ない言葉を投げかける事例も見られる。さらに障害という事で受診を拒否するところという事例もあった。

役所では自立支援法などによって利用できないサービスなどについて不満に感じている人が多い。

<不便、困ったこと>

- ・ 病院は、完全看護といいながら、介助が必要な障害者が入院しようとするとう介護者を付けるように言う。行政は、入院すると介護サービスは、利用できないと言う。お金があつたり、家族が介助できる障害者は、なんとか介助を用意して入院できるかもしれないが、生活保護など所得が少なかつたり、家族がいなかつたりする障害者は、どうすれと言うのでしょうか。(50代・男性・ 肢体)
- ・ 20年前に役場に行って、段差があるので「スロープがあると楽に入れるのですが。」と言ったら「貴方のためにスロープをつけることはできません。」と言われた。(50代・女性・肢体)
- ・ 駐車禁止除外指定車標章制度の見直しのため、多くの友人や自分自身の社会参加が制限される。(50代・男性・肢体) (同様の意見多数)
- ・ 札幌市の障害者交通費助成制度の見直しが進められているため、作業所への通所ができなくなり、作業所も利用者が来なくなって運営できなくなり、障害者に必要な福祉のサービスや障害者の生活基盤が崩されていく。(40代・男性・精神) (同様の意見多数)
- ・ 今、入院していますが、必要な介護サービスが受けられない。介護サービスを行政にお願いしたら、断られました。今は、個人で負担していますが、どこまで負担できるのか不安です。生活保護受給者や経済力や家族がない障害者は、入院できないで、北九州市の孤独死事件みたく 1人で死んでいくのかと思う。そうなったら問題は、改善されるのでしょうか？結局、行政の本心は、障害者や高齢者の生活や命より、財政を優先……………でも、私たちには、信じられない金額で地下通路や建物が築かれている。(50代・女性・肢体)
- ・ 障害者自立支援法に基づき実施されている重度訪問介護や移動支援は、障害当事者が必要としているサービスの内容も量も保障されることなく、地域間格差が広がり、より多くのサービスを必要とする障害者ほど、その負担や利用制限が増幅されている。(40代・男性・肢体) (同様の意見多数)
- ・ 聴覚障がい者が病院で、名前を呼ばれていることに気づかずに待合室でずっと待っていて順番がかなり遅くなったという話を聞いたことがあります。(40代・女性・聴覚・支援者記入)

- ・ 総合病院は誰でも安心して使えるバリアフリー指定医が必要。手話通訳者を配置する義務をつける。(50代・男性・聴覚)
- ・ 歯科医に、知的障害者と言ったら、ことわられた。4件目で、見るだけということで、行ったが、そこでは、ちゃんとみせてくれるし、大丈夫ですよと言われ、とてもうれしかった。(10代・男性・知的 支援者記入)
- ・ 精神障害者と判ると対応が違ってくる職員がいる。(横柄になったり、こちらの言うことを真面目に聞いてくれない。)(50代・男性・精神)
- ・ 医師の質、人柄によって診断、投薬の内容が当事者にとって病症の悪化を進めるケースが多々ある。医師及び医療にかかわるスタッフの福祉に対する知識や不理解には問題を感じる。札幌に救急の精神科のベッドをセンターとして確保して欲しい。(40代・男性・精神)
- ・ 婦人科へ子どもを連れていったが、出血があると言ってるのに問診のみで診てもらえず、こちらの答えに否定ばかりされた。しまいには性交渉はあるかと言われた。本人はダウン症で子供のように見えるのに、大変ショックを受けた。ドクターハラスメントではと思い、医師会に苦情を入れようかと思った。(20代・女性・知的・支援者記入)
- ・ 三丁目食堂事件、市の対応のまずさもあった。役所＝福祉課担当、人事異動で福祉についてよく知らない人もくる。こちらが教えることもある。困難時、親身に対応し、動いてくれる人もいるが、全然ダメな人もいる。役所内での横の連携ない。福祉、生保、教育等、情報共有できていず、チグハグな対応又は大ごとになってから情報入る。重度自閉の人が治療拒否されたことある(内科)。(50代・男性・知的・支援者記入)
- ・ 今、自分の通院している所は通訳者がいるので安心しているが、他のほとんどの病院には通訳者がいない。急病などの時、通訳を頼むのも大変で非常に不安。また以前に、家で倒れて救急車をメールで呼んだ時、隊員にいろいろ聞かれてもコミュニケーションがとれず、早く病院に行って欲しいのにイライラした。(60代・男性・聴覚)

<よかったこと>

- ・ いつも行っている病院は医師が筆談してくれるので助かる。(30代・男性・聴覚)

(6) 観光・レジャー施設

観光・レジャー施設では、建物などの設備にはまだバリアがあるものの、従業員の対応によって好感を持っているケースもあった。建物などのバリアフリーはもちろんのこと、従業員に対する教育も必要である。

<不便、困ったこと>

- ・ 温泉に行くと、バリアだらけで障害者が、温泉に入れないのに入湯税だけは、取られるけど、これって納税の義務と入浴の権利から考えて変だと思う。(40代・男性・肢体)
- ・ レジャー施設によっては、障害者が利用できる遊具等が限定的なため優先利用等の対応をしているところがあるが、こうした配慮を利用して障害のない人が優先利用している実態がある。そのため、こうした対応をやめたレジャー施設もあると聞き、すごく心ない時代だと感じる。(40代・女性・肢体)
- ・ バリアフリールームは、使いやすいけど、他の部屋より高くて旅行ができない。(30代・男性・肢体)
- ・ バリアフリーなのにデザインのためか、レストランが階段と階段の間にあたり、階段で上がらなければ入れないつくりのホテルやレジャー施設がある。(50代・男性・肢体)
- ・ 映画館やコンサート会場では、ときどき、とても見づらい場所に車いす席が用意されている。(30代・女性・肢体)
- ・ ツアーに申し込もうとして視覚障害者だからと、断られたことがある。逆に、視覚に障害があるということで、ガイドや説明などいろいろ配慮してくれて旅行を十分楽しめた経験もある。(50代・男性・視覚・支援者記入)
- ・ 視覚障害者が盲導犬を伴っていくことがわかると、予約をキャンセルされたことがある。(50代・男性・視覚)
- ・ バス旅行ツアーは健聴者を対象しているけどガイドの説明は全く分からないから旅行代金をやすくしてほしい。(70代・男性・聴覚)
- ・ 知的障がい者が遊園地で乗物に乗ろうとした時、「障がい者は付き添いの人と1対1で乗らなくてはならない」と言われ、いやな思いをした。(40代・男性・知的・支援者記入)
- ・ プールの職員と市民の方に理解してもらえないことがありました。区民プールで本人が泳いでいたところ、時々口に水を含んではき出す行為を注意された。利用していた一般の方からの苦情もあったようだが、「止めて」と言われてもすぐに止められないのが知的障害者なのです。その後プールに連れて行けなくなりま

した。(10代・男性・知的・支援者記入)

- ・ 精神障害者だと名のらない場合は普通に対応してくれるが、名のると警戒されることがよくある。(50代・男性・精神)

<よかったこと>

- ・ バリアフリールームでないが、バス・トイレのドアをはずすと車いすでも利用できると事前にホテルに申し出たら、ドアを外してくれた。(40代・男性・肢体)
- ・ バリアフリーなホテルではないが、以前宿泊したとき求めたこと（シャワーやバスタオル等の場所の変更等）を常に配慮してくれる。(40代・男性・肢体)
- ・ エレベーターのない展望レストランだったが、複数の従業員で対応してくれた。
- ・ 施設改修等で障害者団体の意見を丁寧に聞き取りながら進めている。(40代・男性・肢体)
- ・ 親と一緒に行動して、入場料など療育手帳で割り引きしてくれるのは、とてもありがたいことだと感謝している。S市の映画館でも席に案内してくれるなどして、一人で観覧できた。(20代・女性・知的・支援者記入)

(7) 警察・裁判所

警察、裁判所については、職員への教育と理解が必要であるという声が寄せられている。

他の役所と同じように職員への教育が重要であると思われる。

<不便、困ったこと>

- ・ 交番に段差があって行けない。(30代・男性・肢体)
- ・ 昨年(2007年)の9月に中央警察署に駐車禁止除外指定の手続きに行ったら窓口で身障手帳のコピーが必要なので近所のコンビニでコピーしてくるように言われたが、四肢障害があってそれができないと言うと、今回だけ特別にこちらでコピーするから次回からは、自分でコピーして持参するように言われた。なので、こちらも今度から、広報やお知らせで身障手帳持参だけでなく、コピーも持参と案内するように言った。これって、どっちに問題あるのでしょうか？ちなみに以下のホームページには、今も写しを持参することは案内されていません。(50代・女性・肢体)

http://www.police.pref.hokkaido.jp/info/koutuu/chukin_jogai/chukin_jogai.html

- ・ 緊急時、通訳を頼みにくい(20代・男性・聴覚)
- ・ 手話の出来る人がいない。裁判所では障害をもった人に配慮がない。聴覚障害者は警察や裁判所で働けない。(50代・男性・聴覚)
- ・ 知人のお子さんが誤認逮捕されたが、障害があるのに手荒い扱いで、警察に、親は同行出来ない状況で対応も悪かったらしい(その場で)。(10代・男性・知的・支援者記入)
- ・ 知的障害者が被告人になってしまった時、障害のことを理解してくれている知的障害者専門の弁護士がほしい。(20代・女性・知的)

<よかったこと>

- ・ 豊平警察署に駐車禁止除外指定の手続きに行ったら窓口で身障手帳を提示したらコピーを取ることをの了解をもとめられ親切に対応して頂いた。(70代・男性・視覚)
- ・ 何度か利用者の事でお世話になり、常にやさしく対応してくれていますが、障がいについて、もうすこし理解してくれる方が増えるといいと思います。(50代・女性・知的・支援者記入)

(8) その他

<不便、困ったこと>

- ・ このアンケートのように自分の意見を文書にするように言われても、それが、苦手で、できない障害者もいるので、直接意見を聞く場も用意してほしい。(30代・女性・肢体)
- ・ 障害者から意見を聞くときは、その人の状況や障害の特性に応じて、単独にしない、支援者を同席する、聞き手が画一的ではなく聞き方に工夫をするなどの配慮が必要です。(40代・男性・知的・支援者)
- ・ 「3丁目食堂」を教訓に、障害児・者に対する虐待や人権侵害に対応できる体制を整備することが必要です。(40代・男性・肢体)
- ・ 様々な場面で、障害者自身が話しても、介護者に向かって対応する。(50代・女性・肢体)
- ・ 障害児の日中活動の場を自宅を改造して造ったときに、民生委員に「近所に迷惑をかけるんだから、挨拶回りをしたほうが良いよ。」と助言(?)された。もちろん、地域とのつながりが必要だし、開設したのだから近所に挨拶には行くけど、障害児・者=迷惑をかける存在?だから挨拶しなければいけない?これって「差別」と「偏見」と思うのは、私だけでしょうか?(50代・女性・支援者)
- ・ 精神障害者の作業所を開設します。開設する町内会に挨拶回りに行こうと思っていますが、精神障害者と言うと、反発や危険な人と思われるのではと……地域の人たちとつながっていきたく思っていますが、不安です。(30代・男性・精神)
- ・ 自分たちの活動のことが、新聞記事に掲載された後に、近所の銭湯に行ったら、新聞記事に私が載っていたので、「貴方は、精神障害者だから入浴はお断りします。」と言われた。(30代・男性・精神)
- ・ 障害者の「害」の文字を「がい」に変えることより、障害者の生活の不便さや社会に存在する差別や偏見やバリアを無くし、制度を充実してほしい。(40代・女性・肢体)
- ・ 障害者の「害」の文字を「がい」に変える必要はありません。変更は、むしろ、問題の本質を曖昧にするだけで意味がありません。本来の障害の定義をきちんと理解し、そこに存在する課題を明確にするとともに、その改善に努めることこそが必要です。事実、多くの障害当事者団体は、「害」の文字を変更していません。(40代・男性・肢体)

2. 最後に、いま一番困っている、心配していることがありましたらお書きください。

- ・ 病院は、完全看護といいながら、介助が必要な障害者が入院しようとするとう介護者を付けるように言う。行政は、入院すると介護サービスは、利用できないと言う。お金があつたり、家族が介助できる障害者は、なんとか介助を用意して入院できるかもしれないが、生活保護など所得が少なかつたり、家族がいなかつたりする障害者は、どうすれと言うのでしょうか。(50代・男性・肢体)
- ・ 駐車禁止除外指定車標章制度の見直しのため、多くの友人や自分自身の社会参加が制限されてしまいます。(50代・男性・肢体) (同様の意見多数)
- ・ 札幌市の障害者交通費助成制度の見直しが進められているため、作業所への通所ができなくなり、作業所も利用者が来なくなって運営できなくなり、障害者に必要な福祉のサービスや障害者の生活基盤が崩されていく。(40代・男性・精神) (同様の意見多数)
- ・ 今、入院していますが、必要な介護サービスが受けられない。介護サービスを行政にお願いしたら、断られました。今は、個人で負担していますが、どこまで負担できるのか不安です。生活保護受給者や経済力や家族がない障害者は、入院できないで、北九州市の孤独死事件みたく 1人で死んでいくのかと思う。そうなったら問題は、改善されるのでしょうか？結局、行政の本心は、障害者や高齢者の生活や命より、財政を優先……………でも、私たちには、信じられない金額で地下通路や建物が築かれている。(50代・女性・肢体)
- ・ 障害者自立支援法に基づき実施されている重度訪問介護や移動支援は、障害当事者が必要としているサービスの内容も量も保障されることなく、地域間格差が広がり、より多くのサービスを必要とする障害者ほど、その負担や利用制限が増幅されています。(40代・男性・肢体) (同様の意見多数)
- ・ 公共施設等に設けている身障者用駐車場を、明らかに必要としない人が停めています。この駐車場は、車いす使用者が乗り降りするためにドアを全開するスペースの確保や移動や歩行が困難な障害者の負担を軽減するためのものです。こうした利用目的の広報・周知はもちろんですが、空き缶ポイ捨て条例や佐賀県の取り組みのような対応を期待します。(40代・男性・肢体)

障がい児・者権利擁護条例検討プロジェクトチーム

顧問：沢岡信広

会長：林大記

副会長：佐々木恵美子、須田靖子

事務局長：高橋亨

事務局次長：広田まゆみ、道下大樹

委員：池田隆一、市橋修治、蝦名清悦、沖田龍児、梶谷大志
勝部賢志、河合清秀、北準一、北口雄幸、木村峰行
小林郁子、斉藤博、滝口信喜、田村龍治、橋本豊行
平出陽子、三津丈夫、三井あき子

発行日：2009年4月20日

発行者：民主党・道民連合議員会 障がい児・者権利擁護条例検討プロジェクトチーム

〒060-0002 札幌市中央区北2条西6丁目 北海道議会内

TEL：011-204-5906 FAX：011-232-1847

<http://www.minsyu.net/>